

# 平成21年度生活保護法施行事務監査 結果について

社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

# 平成21年度生活保護法施行事務監査結果について

〔特に面接相談の取扱い、暴力団員の排除及び  
現業員等による不正事案の防止について〕

厚生労働省社会・援護局保護課  
自立推進・指導監査室長補佐  
佐藤 潤

## 1. 国の指導監査について

## 2. 平成21年度の監査結果について

- (1) 生活保護の面接相談の取扱い
- (2) 暴力団員の排除
- (3) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の防止

### 〔資料〕

資料1：平成22年度生活保護法施行事務監査における重点項目

資料2：社会・援護局関係主管課長会議資料（平成22年3月2日）抄

資料3：生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検の実施（京都市）

資料4：現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について

（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

資料5：社会・援護局関係主管課長会議資料（平成20年3月3日）抄

資料6：〈特集〉生活保護運営上の問題（生活と福祉2007年12月号）

## 平成 22 年度の生活保護法施行事務監査における重点項目

- 1 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱い
- 2 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入所者に対する指導援助について
- 3 暴力団員の排除について
- 4 不正受給等の防止及び適正な債権管理について
  - (1) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について
  - (2) 課税調査の徹底について
  - (3) 不正受給に係る保護費の法第 6 3 条による返還又は法第 7 8 条による徴収の適用について
  - (4) 事後調定の是正と適正な債権管理について
- 5 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について
- 6 診療報酬明細書の点検について
- 7 代理納付について
- 8 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について
- 9 その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について
  - (1) 訪問調査活動について
  - (2) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について
  - (3) 扶養義務の取扱いについて
  - (4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用について
  - (5) 実施体制の整備について
    - ア 実施体制の整備
    - イ 組織的運営管理

## 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 22 年 3 月 2 日） ～抄～

## 1 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金及び家賃や水道・電気などライフラインに係る滞納状況など所謂急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時において面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 9 の 1 に基づき、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第 1 編問 9 の 1 から 2 を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じては特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第 11 の 1 及び別冊問答集第 1 編問 11 の 1 から 5 による「保護申請時における助言指導」との取扱いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第 9 の 1 に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加聴取等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第 2 のセーフティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

## 2 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①現役暴力団員について入院等により急迫状況を認め保護を開始した者について、退院等により急迫状況を既に脱しているにもかかわらず漫然と保護を継続していた事例、②過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上であった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、都道府県等本庁においては警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることの徹底をお願いする。

### 3 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠に係る国への報告が、今年度においては平成22年1月までに11件となっている。このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、さらに日常の現業業務の進行管理などに問題が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

平成 21 年 5 月 8 日

各 福 祉 事 務 所 長

保 健 福 祉 局 長

(担当：生活福祉部地域福祉課)

## 生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検の実施について（通知）

本市では、従来から暴力団員である疑いが生じた者について、京都府警への照会により暴力団活動の有無の確認に努めていたが、照会時には暴力団員でなかった者が照会后に暴力団員となっていた事案や福祉事務所において暴力団員と疑うことができなかつたために京都府警に対する照会が行われていなかった事案等、結果として従来の照会方法のみによっては暴力団員による保護受給を阻止できない事案があることが明らかになった。

このため、本市の生活保護から暴力団を徹底的に排除し「必要な人に必要な保護」をより一層推進するため、本市として暴力団員と疑うべき対象をより明確にし、京都府警への照会が必要な者について漏れなくこれが実施されるよう努めるとともに、少なくとも年に 1 回、定期的な状況把握が行えるよう暴力団関係者一斉点検を実施することとし、別添実施要綱を策定したので通知する。

各福祉事務所においては、本通知後、直ちに当該一斉点検を実施し、暴力団の排除に取り組むこと。

また、今後は、各福祉事務所が福祉業務運営方針・事務事業計画において当該一斉点検の実施時期を定め、少なくとも年に 1 度は当該一斉点検を実施すること。

## 生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検実施要綱

### 1 概要

暴力団員の疑いのある者について、少なくとも年に1度定期的に暴力団活動の有無を京都府警察本部へ照会することにより暴力団員の把握に努め、暴力団の京都市生活保護からの徹底した排除に取り組むことにより「必要な人に必要な保護の実施」を推進する。

### 2 点検方法

#### (1) 点検対象者

生活保護を受給している者のうち20歳～80歳の男性

\* 新規開始決定に係る調査については、この事業の対象としない。

#### (2) 点検実施時期

少なくとも年に1度定期的に実施する。

実施時期については、各福祉事務所運営方針・事業計画により定めることとする。

#### (3) 点検実施方法

##### ① 20歳～80歳の男性のリストを出力

各福祉事務所の保護係長は、20歳～80歳の男性を抽出した(別紙1)「年齢別対象世帯一覧(20歳～80歳の男性リスト)」を電算により出力する。

##### ② 照会対象者の選定及び照会対象者リストの作成

地区担当員は、(別紙1)「年齢別対象世帯一覧(20歳～80歳の男性リスト)」等を参考に暴力団員の疑いがある者(※1)を抽出したうえで、京都府警へ照会が必要な者を選定し(別紙2)「照会対象者リスト」に入力する。

#### (※1) 暴力団員の疑いがある者

ア 保護台帳に暴力団員である旨の記載がある新聞記事が編綴されている者

イ 保護台帳に暴力団活動に関わっていたことを示す記録がある者

ウ その他、以下の事由等から福祉事務所が暴力団員との疑いを持つ者

- ・ 行動や言動が威圧的である者や刺青等がある者
- ・ 覚せい剤所持や銃刀法違反等による逮捕歴や覚せい剤後遺症がある者
- ・ 近隣住民等から過去に暴力団員との通報があった者
- ・ 過去の生活歴や職歴、生計維持方法に不明な点が多い者
- ・ 高級車(年式を問わない)を使用している疑いがある者
- ・ 明確な理由なく不在がちであるなど生活実態に不明な点が多い者

\* ア及びイについては、必ず照会を実施する。

ウに該当する者については、一律に照会することは必ずしも適当ではないため、地区担当員は保護係長との協議を実施するなど、照会の必要性等を組織的に検討したうえで、照会を実施することとする。

また、必要に応じて生活保護暴力団員等対策支援員に照会の要否等について、助言を求める。

### ③ 京都府警察本部へ照会

(別紙2-①)「照会対象者リスト」を入力後、CSVファイル化しFDに保存した(別紙2-②)「照会対象者リスト」及び紙媒体で出力した(別紙3)「照会依頼文」とあわせて、福祉事務所からの依頼に基づき生活保護暴力団員等対策支援員が京都府警察本部刑事部組織犯罪対策第一課へ持参することとするが、必要に応じて京都府警との窓口担当係長が京都府警察本部に照会文書を持参しても差し支えない。

### ④ 京都府警察本部から回答

京都府警察本部での調査が終了後、各福祉事務所の京都府警との窓口担当係長あてに連絡があるので、福祉事務所からの依頼に基づき生活保護暴力団員等対策支援員が京都府警察本部へ出向いたうえで、口頭で照会結果を聴取することとするが、必要に応じて京都府警との窓口担当係長が京都府警察本部に出向き照会結果を聴取しても差し支えない。

## 2 点検後の対応

### (1) 暴力団員であることが判明した場合

ア 速やかに暴力団から離脱するとともに離脱の事実を確認できる書類(絶縁状・破門状等)を提出するよう指示し、離脱の事実を確認できる書類等が提出されない場合には、文書指示等の所定の手続きを経たうえで原則として保護を廃止する。

イ 暴力団から離脱の事実を確認できる書類が提出された場合は、京都府警察本部へ当該書類の真偽等について確認を行い、その結果、暴力団からの離脱が確認された場合は、誓約書、自立更生計画書及び厚生労働省の示した同意書を徴取したうえで、保護受給中に誓約に反して暴力団活動を行わないよう法第27条に基づき文書により指示する。

### (2) 暴力団員であると判明しなかった場合

ア 元暴力団員であることが明らかな者(※2)

#### (※2) 元暴力団員であることが明らかな者

- ① 保護記録に添付されている新聞記事等により、暴力団員であったことが客観的に確認できる者
- ② 京都府警への照会結果において暴力団員との回答を得た後に暴力団を離脱した者
- ③ 京都府警から元暴力団員であると情報提供を受けた者

元暴力団員であることが明らかな者については、これまでの例から再度暴力団員に復帰するおそれもあるため「照会対象者リスト」の登載を継続し、翌年度以降の一斉点検時において暴力団活動の有無について照会を行う。

また、処遇困難世帯として、所長ヒアリングにおいて現状を報告したうえで、組織的な指導を行う。

なお、所長ヒアリングにおいては、(別紙5)「暴力団関係者の保護の状況(個別票兼所長ヒアリング資料)」を検討資料として使用し、ヒアリング後に必ず所長まで決裁を受けたうえで保護台帳に添付する。

#### イ 元暴力団員以外の者

元暴力団員以外の者のうち暴力団活動が疑われる者については、原則として「照会対象者リスト」への登載を継続し、翌年度以降の一斉点検においても暴力団活動の有無について照会を行うこととするが、照会後に長期入院・入所となった者等、対象者の生活状況等から暴力団活動を行っていないことが明らかな者については、地区担当員は保護係長と協議のうえ「照会対象者リスト」から削除して差し支えないこととする。

### (3) 点検対象者の追加

一斉点検時以外に新規申請等により点検対象とすべき者が確認された場合は、随時、保護係長が「点検対象者リスト」に追加する。

## 3 組織的対応

(1) 暴力団員に対する保護廃止等に係る対応については、決して地区担当員や保護係長任せにすることなく、必ずケース診断会議を開催のうえ組織として一体となり対応するとともに、必要に応じて、生活保護暴力団員等対策支援員に助言や同席を依頼する。

また、ケース診断会議においては、(別紙5)「暴力団関係者の保護の状況(個別票兼所長ヒアリング資料)」を検討資料として使用し、ケース診断会議後に必ず所長まで決裁を受けたうえで、保護台帳に添付する。

(2) 暴力団員により福祉事務所職員に対する暴力行為や脅迫的言動がなされる可能性がある場合には、あらかじめ生活保護暴力団員等対策支援員や所轄警察署の組織犯罪対策担当課に連絡し、対応方法について助言を求めるほか、必要に応じて有事の際の迅速な対応が可能のように協力を求めるなど、生活保護暴力団員等対策支援員や所轄警察署からの必要な支援が得られるよう事前調整を十分に行う。

## 4 報告

(1) 点検終了後、一斉点検の結果を各福祉事務所ですべてを集計し、(別紙4)「一斉点検結果報告書」により保健福祉局生活福祉部地域福祉課へ報告する。

ただし、一斉点検の結果、告訴等の検討や警察等捜査機関に対する捜査への協力が必要な場合等には、報告期限にかかわらず、直ちに報告するとともにその対応を協議する。

(2) 暴力団員であるが急迫状態等により保護を適用している者（保護の停止を含む）については、世帯状況等を（別紙5）「暴力団関係者の保護の状況（個別票兼所長ヒアリング資料）」により報告する。



## 暴力団関係者一斉点検結果報告書

福祉事務所

事 項	対象者数
A 京都府警に照会を実施した者 (B+C)	
B 暴力団員であることが判明した者 (D+E+F+G+H)	
D 暴力団からの離脱を確認し保護を継続	
E 保護の廃止	
F 保護の停止	
G 暴力団からの離脱を指導中	
H 暴力団からの離脱は確認できないが、急迫状態により保護適用	
C 暴力団員であると判明しなかった者	

(別紙5)

暴力団関係者の保護の状況  
(個別票兼所長ヒアリング資料)

所長	課長	係長	係員

対象者名		ヒアリング開催日				年	月	日
ケース番号		— —		開始年月日	年	月	日	訪問基準
会議出席者		所長・課長・S V・C W・その他 ( )						
世帯構成	続柄	(年齢)	職業等	現状	現暴・元暴・その他 ( )			
		( 歳)		開始理由・開始時の状況	(現役暴力団員の場合の急迫性の判断理由)			
		( 歳)						
		( 歳)						
		( 歳)						
		( 歳)						
世帯概要等歴								
警察等との連携	警察への照会			現在の指導状況	三点セット+同意書の徴取状況			
	年 月 日				○脱退を証する書類 済 ( 年 月 日) 未			
	照会の結果				○自立更生計画書 済 ( 年 月 日) 未			
					○誓約書 済 ( 年 月 日) 未			
疾病等	組活動の状況 (組名・身分等)			○包括同意書 済 ( 年 月 日) 未				
				29条調査の実施状況 ( 銀行 保険 他 )				
				済 ( 年 月 日) 未				
				指導・援助の方針				
				指導の状況				
状況	ア 入院中			ヒアリング結果				
	イ 通院中(就労不可)							
	ウ 通院中(就労可能)							
エ 病状把握中(検診命令等)								
オ 就労指導中								
カ その他								
主治医訪問の有無								
有 ( 年 月 日) 無								
嘱託医協議の有無								
有 ( 年 月 日) 無								
病状について								

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ( )
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ( )	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ( )	

[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ( )
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ( )	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ( )	

[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ( )
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ( )	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ( )	

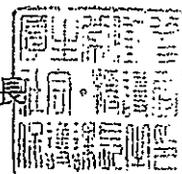
[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

社援保発第0309001号  
平成21年3月9日都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



## 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について

保護の実施機関においては、生活保護費の支給等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生しており、このことは生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

会計検査院の平成19年度決算検査報告においても、実地検査した212福祉事務所のうち43福祉事務所における現業員等による詐取、領得、事務け怠及び亡失（以下、「現業員等による詐取等」という。）の事態について、また、167の福祉事務所において、現業員等による詐取等が発生した上記43福祉事務所と同様の事務処理上の不備が見受けられた旨の指摘がなされており、実施機関における相互けん制等の内部統制を十分機能させることなどによる生活保護費の支給等事務の適正な実施及び不正事案の再発防止については是正改善措置が求められたところである。

各自治体におかれては、詐取等を行った現業員等に対し懲戒処分等の厳正な措置が講じられているところであるが、今後、現業員等による詐取等が発生した福祉事務所は勿論のこと、現業員等による詐取等が発生していない福祉事務所についても不正事案が発生しないよう、その再発または発生の防止対策を更に徹底する必要がある。

また、当該詐取等により不適正支出された生活保護費負担金については、その適正な精算を行い返還手続きを講じる必要がある。

については、下記の事項に留意の上、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその不正事案の再発等防止対策を講じ生活保護行政の適正な運営に資するよう、実施機関を指導されたい。

## 記

- 1 生活保護費の支給等の事務処理の適正化について
  - (1) 生活保護費及び生活保護法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導すること。
  - (2) 生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。

(3) 現業員等が、虚偽の保護決定調書を作成し架空の生活保護費の支給手続き等を行い、生活保護費を詐取、領得した事例が発覚したことから、今後このような事例を防止するため、査察指導員等が、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付等の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。また、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。

(4) 生活保護費の支給事務に当たっては、多くの自治体において電算システムを導入し業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部の自治体において、電算システムの中で支給決定に当たっての決裁機能が組み込まれておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

このような取扱いは、現業員等の詐取等につながる恐れがあり、決裁を経ずに生活保護費の支給手続きを行うことは決してあってはならないものである。

生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用するなどの方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。

なお、このための電算システム改修等に必要な費用については、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとするので、活用願いたい。

## 2 現業員等による詐取等不正事案の把握及び指導監査時の確認について

(1) 現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに別添 1 により厚生労働省へ報告すること。

(2) 上記(1)に係る事案については、その後の処置状況が確定次第、速やかに別添 2 により厚生労働省へ報告すること。

(3) 各実施機関における上記 1 の実施状況を指導監査等を通じ確認し、履行状況が不十分な場合は改善のための必要な技術的助言を行うこと。

## 3 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

生活保護費国庫負担金の精算については、(1)又は(2)により行うこととなるので、管内実施機関に対して周知すること。

(1) 現業員等による詐取、領得事案に係る精算の方法について

現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、「生活保護費等の国庫負担金について」(平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省発社援第 0331012 号 厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)の別紙様式 11 「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告の訂正について」を提出させ、発生年度ごとに交付額の再確定を行う。

ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)第 17 条第 1 項を適用し交付決定の取消を行う。

(2) 現業員等による事務け怠、亡失事案に係る精算の方法について

事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、交付要綱の別紙様式8「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書について」の別紙1「生活保護費等国庫負担金精算書」の「返納金、徴収金、その他の収入」欄に、国庫負担金の精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。

なお、当該精算額については、不納欠損額には計上しないこと。